

新しい公共支援事業の実施 に関するガイドライン

参 考 資 料

新しい公共支援事業運営会議の開催について

平成22年12月2日
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）決定

1. 趣旨

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）の一環として行う「新しい公共支援事業」の適正かつ円滑な実施を確保するため、事業のガイドラインの検討、実施状況の把握及び実施に関する助言等を行うことを目的として、有識者等から構成される「新しい公共支援事業運営会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 活動内容

- (1) 会議は、新しい公共支援事業のガイドラインの作成及び見直しの検討を行う。
- (2) 会議は、事業実施期間全体を通じ、定期的に各都道府県からの報告を受け、各都道府県及び事業全体の実施状況を適切に把握するとともに、これらに対し専門的見地からの評価・助言・調整等を行う。
- (3) 都道府県への交付金の配分基準の検討を行う。
- (4) その他

3. 構成及び運営

- (1) 会議は別紙に掲げる有識者により構成する。
- (2) 座長は、委員の互選とする。
- (3) 会議は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 会議において配布された資料は、原則として、公表する。
- (5) 会議は、内閣府ホームページ上に動画掲載することにより公開するとともに、会議の議事要旨及び議事録を公表する。
- (6) 委員は、座長の許可を得て、代理の者を出席させることができる。
- (7) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

4. その他

- (1) 会議の事務は、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）において処理する。
- (2) 委員の任期は、平成22年12月16日から調査審議が終了するまでの間とする。

(別紙)

新しい公共支援事業運営会議

委員（敬称略）

梅谷 順子 兵庫県企画県民部県民文化局局長

戒井 重樹 公認会計士

奥山 千鶴子 NPO 法人びーのびーの理事長
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長

恩藏 直人 早稲田大学商学大学院教授

佐藤 和志 山形県生活環境部部長

○ 澤井 安勇 帝京大学経済学部客員教授

早瀬 昇 社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事

法橋 聡 近畿労働金庫地域共生推進室室長

○は座長

新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン策定の経緯

平成 22 年

12 月 16 日 第 1 回新しい公共支援事業運営会議
・ ガイドライン案の検討
・ 交付金配分基準案の決定

12 月 16 日～1 月 4 日
ガイドライン案に関する意見募集（パブリックコメント）

12 月 17 日 ガイドライン案に関する都道府県説明会

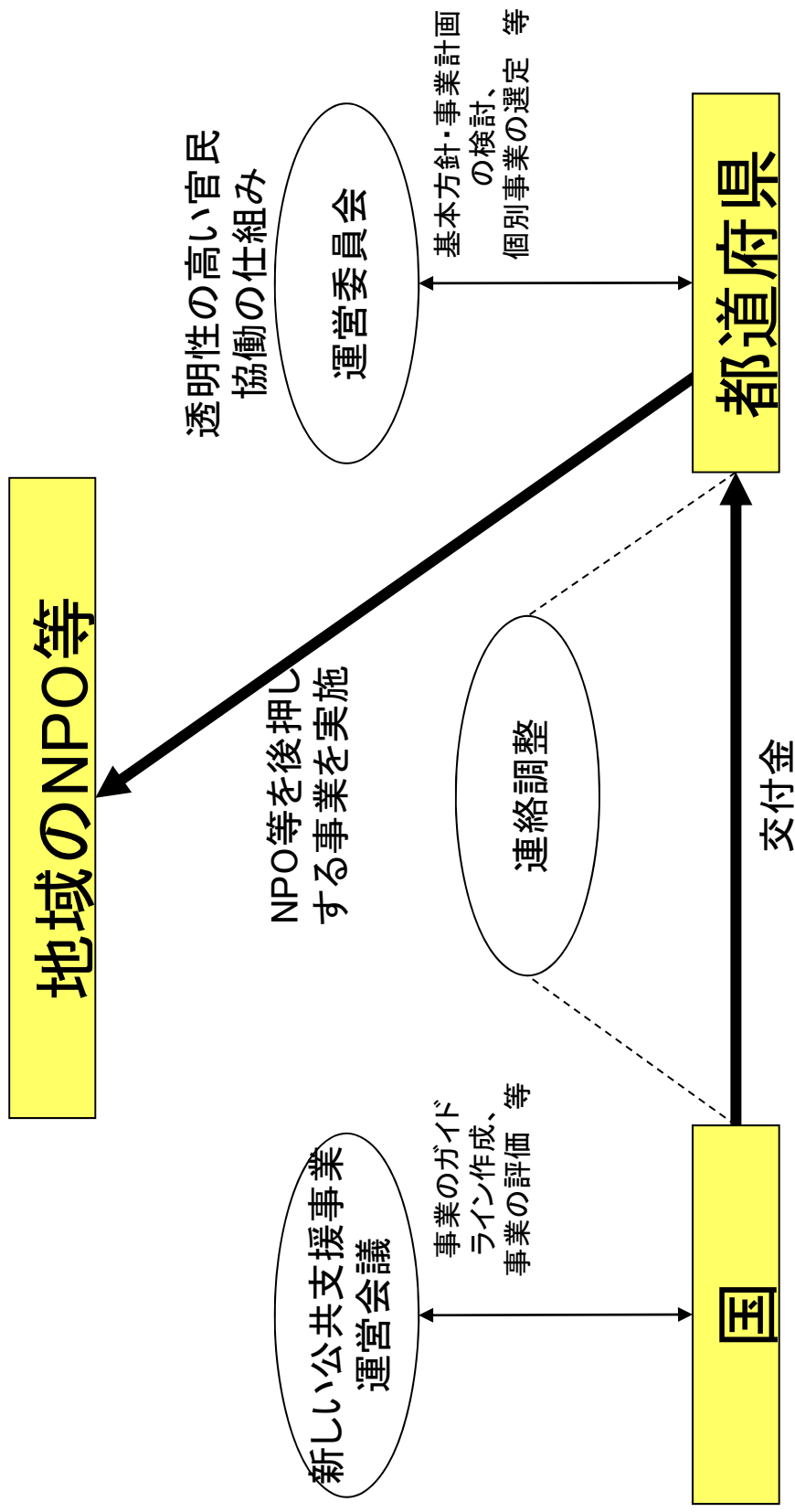
12 月 21 日 ガイドライン案に関する公開意見交換会（NPO 等が対象）

平成 23 年

1 月 20 日 第 2 回新しい公共支援事業運営会議
・ ガイドライン案の検討
（一部修正の条件付きでガイドライン案が了承された）

2 月 3 日 ガイドラインの決定・公表

新しい公共支援事業の基本スキーム



新しい公共支援事業の支援対象について（概念の整理）

組 織 ・ 団 体 等	
支 援 の 対 象 と な る 範 囲	<p><u>1. 民間非営利組織</u></p> <p>【公益団体】 特定非営利活動法人（NPO法人） ボランティア団体・市民活動団体</p> <p>社団法人 財団法人 社会福祉法人 学校法人 その他</p> <p>【公益団体と共益団体の中間領域】 地縁組織（町内会・自治会等）</p> <p>【共益団体】 協同組合 その他</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> </div>
支 援 の 対 象 外	<p><u>2. 民間営利組織</u> 民間企業</p> <p><u>3. 行政</u> 国 都道府県 市区町村 独立行政法人 その他</p> <p><u>4. 個人</u></p>

（注）都道府県・市区町村は、NPO等（支援対象者）と連携することで、新しい公共の場づくりのためのモデル事業等の実施主体となることが可能。

新しい公共支援事業の事業内容

事業概要	支援内容(イメージ)
①NPO等の活動基盤整備のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会の開催（財務諸表の作成等） ・データベース整備・ボランティアネットワークの構築 ・地元企業等への説明会（NPO等と企業等との連携強化） ・マスコミ広報・会員募集イベント 等
②寄附募集支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附税制の説明会開催 ・先進事例の収集とNPO等に対する情報提供 ・地元企業等への協力要請の説明会 ・多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催 等
③融資利用の円滑化のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会の開催（融資申請方式についての理解促進、個々の事業案件のブラッシュアップ） 等
④つなぎ融資への利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・概算払いへの移行促進 ・行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成
⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業	<p>(1) 一般枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手により、地域の課題解決を図るプロセスを試行するもの <p>(2) NPO等支援重点化枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の要件に加えて、NPO等に対する支援を主な目的に含むもの
⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越えるもの
⑦共通事務に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会、情報整理、評価、監査等

新しい公共支援事業の実施の枠組み

事業名および内容		基金から交付金を 受ける実施主体	実施方法	運営委員会の 選定対象
①NPO等の活動基盤整備のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会の開催(財務諸表の作成等) ・データベース整備 ・ボランティアネットワークの構築 ・地元企業等への説明会(NPO等と企業等との連携強化) ・マスコミ広報・会員募集イベント等 	都道府県	自ら実施 ・ 外部委託 (中間支援組織、NPO等を想定) (助成は不可)	都道府県が委託する事業における団体・組織からの提案 ・ NPO等の支援対象者又は支援対象者が実施する事業(なお、講習会への参加等については、審査の簡略化が可能。)
②寄附募集支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・寄附税制の説明会 ・先進事例の収集とNPO等に対する情報提供 ・地元企業等への協力要請 ・多様な寄附手段の普及、寄附募集イベントの開催等 			
③融資利用の円滑化のための支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣による個別指導、講習会等 			
④つなぎ融資への利子補給事業	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの委託業務に係るつなぎ融資に対する利子相当額を試験的に助成 	都道府県	資金の交付等	NPO等
⑦共通事務に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催、事業の取りまとめ・公表、評価、監査等 	都道府県	自ら実施 ・ 外部委託	—

事業名および内容		実施主体	実施方法	運営委員会の 選定対象
⑤新しい公共の場づくりのためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手により、地域の諸課題解決を図るプロセスを試行するものに支援 	NPO等と都道府県・市区町村 (連携が条件) (ただし、交付金は都道府県・市区町村へ) ・ NPO等と都道府県・市区町村を含む協議体	自ら実施 ・ 外部委託 ・ 実施主体であるNPO等へ委託または助成	NPO等と都道府県・市区町村が提案した事業 ・ NPO等と都道府県・市区町村を含む協議体が提案した事業
⑥社会イノベーション推進のためのモデル事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度・領域横断的な対応で既存の制度や規制の制約を越えるものについて支援 	都道府県・市区町村	自ら実施 ・ 外部委託	都道府県・市区町村が提案した事業

モデル事業の概要

行政が独占してきた公を市民、企業、NPO等に関くための先進的な取り組みについて、NPO等と地方自治体が協働で行う事業。

	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	社会イノベーション推進のためのモデル事業
趣旨	・多様な担い手(マルチステークホルダー)からなる新しい公共の体制を構築し、地域の諸課題解決を図るプロセスをモデル的に実施。	・地域の社会的な課題の解決に向けて、制度・領域横断的な対応により、既存の制度や規制の制約を乗り越える取り組みを試行。
事業への応募	・NPO等と都道府県・市区町村が実施主体として連携して事業に応募。 (NPO等と都道府県・市区町村を構成員に含む協議体も可)	・都道府県・市区町村が事業に応募。
採択要件	①地域の諸課題の解決に向けた先進的な取り組みであるもの ②新し公共の担い手などの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して実施主体になるもの ③地域の諸課題解決のために多様な担い手(マルチステークホルダー)からなる体制の整備をすること ④NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むもの ①②③の要件を満たすものを一般枠、 ①②③④の要件を満たすものをNPO等支援重点化枠とする。	①地域住民や地域組織の主体的な参画による取り組みであるもの ②制度・領域横断的な活動を展開し、制度や規制の改革の見直しにつながるもの ③地域における雇用の創出や社会参加の促進に結び付けるもの ④事業の安全性や効果について、学識経験者等からなる評価体制を整備すること
予算枠	・支援事業配分額(社会イノベーション推進のためのモデル事業は除く)に占めるモデル事業(一般枠+NPO等支援重点化枠)の割合は概ね1/2以内、 1/2を超える場合は内閣府協議が必要 ・支援事業配分額に占める一般枠の割合は概ね1/3以内	・予算枠は全国で1億5000万円、都道府県の応募状況を踏まえ配分先を限定
事業規模	・1プロジェクト当たり原則1000万円～概ね100万円、上限額は都道府県の判断で変更可能	・1プロジェクト当たり5000万円以内
予算の交付先	・都道府県・市区町村または協議体	・都道府県・市区町村
都道府県・市区町村からNPO等への資金の流れ	・委託 ・助成(実施主体となるNPO等に限る)	・委託

「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」の予算枠について

■ガイドラインの記述（新しい公共の場づくりのためのモデル事業）

・モデル事業（一般枠＋NPO等支援重点化枠）の上限は、支援事業合計額の概ね1/2以内とする。ただし特別な理由があり、1/2を超える場合には、内閣府と個別協議を行うものとする。

・一般枠の上限は、支援事業合計額の概ね1/3以内とする。

・一般枠とNPO等支援重点化枠の構成比率については、可能な範囲で後者の割合が大きいが望ましい。

■各都道府県に配分される支援事業合計額とモデル事業額の関係

1/3		1/2		1/1
モデル事業（一般枠）	モデル事業（NPO等支援重点化枠）	その他の支援事業		○可
モデル事業（一般枠）	モデル事業（NPO等支援重点化枠）	その他の支援事業		○可
モデル事業（一般枠）	モデル事業（NPO等支援重点化枠）	その他の支援事業	その他の支援事業	△内閣府協議が必要
モデル事業（一般枠）	モデル事業（NPO等支援重点化枠）	その他の支援事業		×不可

（注）社会イノベーション推進のためのモデル事業は、別途配分するため、これを除いてある。

新しい公共支援事業（モデル事業）の実施イメージ

以下に示すものは、モデル事業の制度設計の際に想定したイメージであり、これらを参考に、各地域の創意工夫により、モデル事業を企画立案することが望ましい。

1. 新しい公共の場づくりのためのモデル事業

（1）一般枠

①ローカル地域におけるバリアフリーの推進

ローカル地域や離島においては、都市部と異なり、需要が小さく、助成制度が活用できなかつたり、財源の制約等から、各種のバリアフリー化が進んでいない。このため、行政、事業者、施設所有者、住民、NPO等が連携して、基本方針を共有し、ハード・ソフト面からバリアフリー社会を実現する。

また、バリアフリー化は日常生活の改善にとどめるだけでなく、交通・観光地・レストランのバリアフリー化、障害者向けのスポーツ・文化・観光プログラムの提供、各種情報発信、外国人向けの言葉のバリアフリー化、これらを支えるボランティア援助などにより、地域振興にも活用していく。

②道路、バス停、公園などの公共施設の維持管理と関連イベントの開催

市民の寄附によってベンチ、標識、樹木などを整備したり、ボランティア活動で施設の清掃、観光案内、障害者のお手伝いをするなど、行政、企業、NPO、市民が協働して、公共施設の利用環境を整備する取り組みを進め。

これらに加えて、新しい公共による多様な参加者の理解と協力を得て、例えば、各種イベント開催により、公共交通の利用促進、地球環境問題への啓蒙、地産地消やスローライフなどの地域の魅力・文化の発信など、地域振興につなげていく。

（2）NPO等支援重点化枠

③干潟の保全管理、海域環境の創造と関係NPO等の活動基盤整備

自然干潟に限らず、人工的に干潟再生が行われた場合にも、その保全、維持には、人手も費用もかかり、行政支出だけでは十分対応できない。このため、干潟などの環境に関心が高いNPO、企業、ボランティア、行政等による新しい公共により、モニタリングや保全を行い、さらには、藻場の再生、生物多様性の復活など踏み込んだ対応を行う。このような取り組みは、市民も巻き込んだ裾野の広い取り組みとすることで効果が上がり、またその成果は環境学習や、地域イベントにも展開する。

上記取り組みを安定的に継続するため、寄附集めの講習・イベント・広報、市民への情報発信事業のための基金の設置、財務諸表の作成と情報開示、モニタリングなどの技術に関する研修など、活動に賛同・参画する NPO 等の活動基盤整備も併せて実施する。

④広域的な支援の仕組みづくり

地域の市民活動を強化するためには、地域ごとに日常的な支援体制を構築すること有効であるが、地方都市においては体制も予算も確保しにくく、市町村単位でのきめ細かい対応は困難な状況である。そのような中で、市町村エリアを超えた広域連携による支援の仕組みを整備して、地域の担い手の基盤を強化する。地域の NPO ネットワーク組織、複数の市町村、県が協働して実施する。

事業の内容は、拠点の確保と専門家の雇用などにより、NPO 等に対する相談・コンサル事業、広報、連携・協働推進事業、研修・啓発事業を集中的に実施。

2. 社会イノベーション推進のためのモデル事業

⑤ローカル地域における遠隔検診

地域によっては、医療従事者が不足するため、地域住民の自主的な健康づくりと、行政とボランティアによる遠隔医療を活用した住民の健康管理を結びつけた取り組みが行われている。しかし、遠隔医療において行える医療行為の範囲が不明確であったり、遠隔面談による保健指導が認められなかったりするため、その取り組みに医療保険（診療報酬）や特定健診・保健指導の制度が適用できず、処方箋を発行してもらうために別の医療機関にかかり、二重の検査が行われているという問題も生じている。

このようなケースで、モデル事業を実施することにより、その政策効果を評価して、制度や規制の改革に結び付けたり、取り組みを全国展開していくものである。

「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。

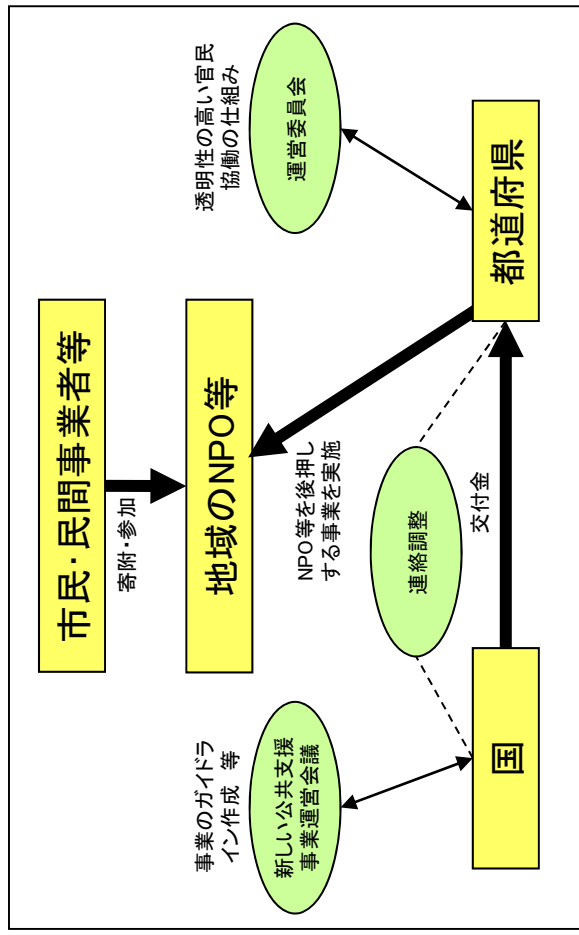
事業のイメージ(2年間で実施)

(1) 「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取り組み

行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担の解決に向けた取り組み
 地域金融からの融資利用の促進に向けた取り組み
 NPO等の活動基盤に対する支援の取り組み
 (財務諸表の作成、協働相手とのネットワーク作り、事業内容のPR手法の指導等に関するノウハウの共有等)

寄附募集の環境整備(ノウハウの共有等)

(2) これまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等に開いていく取り組み等、「新しい公共」の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価



目指す効果

- ◆ 「新しい公共」の活動の阻害要因の根本的解決
- ◆ 政府に依存しないNPO等の自立的な活動による公的サービスの無駄のない供給
- ◆ 地域における雇用や参加の場の拡大